

福県医発第634号(地)
平成19年 7月13日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

特定感染症検査等事業の実施について

「特定感染症検査等事業実施要綱」及び「特定感染症検査等事業の実施について」の一部が改正された旨、日本医師会より別紙のとおり周知依頼がありました。

本件は、「肝炎ウイルス検査」において受検者の利便性を高めるため、平成19年度より、保健所のほか、医療機関への委託により検査の拡充を図ることとし、医療機関委託に対しても補助対象にする等の改正が行われたものであり、改正点はそれぞれ別紙通知中新旧対照表に示されるとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくをお願いします。

なお、併せて「感染症対策特別促進事業実施要綱」の一部が改正されました。「感染症対策特別促進事業」は平成18年度から実施されておりますが、先般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正により、結核対策を同法に位置づけて総合的な対策を実施することとしたことから、「結核対策特別促進事業」が当事業に統合されました。また、「肝炎対策事業」において、肝疾患診療連携拠点病院（仮称）等連絡協議会を設置し、併せて患者・キャリア等からの相談等に対応する体制を整備し、普及啓発による検査の受診勧奨の一層の推進を図ることとされております。ご了解のうえ、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎





(地Ⅲ83)

平成19年6月29日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

特定感染症検査等事業の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、「特定感染症検査等事業実施要綱」及び「特定感染症検査等事業の実施について」の一部が改正され、厚生労働省健康局長等より各都道府県知事等あて通知がなされ、本会に対しても、周知方依頼がありました。

本件は、「肝炎ウイルス検査」において受検者の利便性を高めるため、平成19年度より、保健所のほか、医療機関への委託により検査の拡充を図ることとし、医療機関委託に対しても補助対象にする等の改正が行われたものであり、改正点はそれぞれ新旧対照表に示すとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、併せて「感染症対策特別促進事業実施要綱」の一部が改正されました。「感染症対策特別促進事業」は平成18年度から実施されておりますが、先般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正により、結核対策を同法に位置づけて総合的な対策を実施することとしたことから、「結核対策特別促進事業」が当事業に統合されました。また、「肝炎対策事業」において、肝疾患診療連携拠点病院（仮称）等連絡協議会を設置し、併せて患者・キャリア等からの相談等に対応する体制を整備し、普及啓発による検査の受診勧奨の一層の推進を図ることとされております。ご了知のうえ、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。





感発第0607002号

平成19年 6月 7日

(社)日本医師会

感染症危機管理対策室長 飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局

結核感染症課長

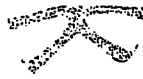


特定感染症検査等事業の実施について

平素より厚生労働行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、標記については、平成18年3月27日付けで別添(写)のとおり、都道府県・政令市・特別区の知事(長)あてに通知し、これに基づき、保健所等において実施される特定感染症(性感染症、HIV、肝炎)の検査等に対する補助事業を実施しております。

特に肝炎対策におきましては、受検者の利便性を高めるため、新たに検査等事業の医療機関委託に対しても補助対象としたところであり、貴法人におかれましても、本事業の実施についてご理解の上、貴所属会員各位及び関係方面に周知していただき、関係者の協力が得られるよう特段のご配慮をお願いいたします。



健発第0327003号

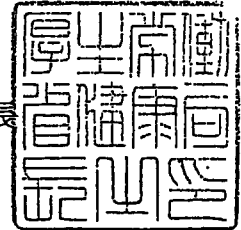
平成19年 3月27日

各

都道府県知事
政令市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長



特定感染症検査等事業実施要綱の一部改正について

標記について、平成18年度に「肝炎ウイルス検査」の単独実施及び対象者の拡大（40歳以上とする年齢制限の撤廃）を図ったところであるが、平成19年度より「肝炎ウイルス検査」において、保健所の他、医療機関への委託により検査の拡充を図ることとした。

については、今般、実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知について特段の御配慮をお願いする。

特定感染症検査等事業実施要綱新旧対照表

改正後	現行
1～2 (略) 3. 事業内容 保健所で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）に係る検査事業及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（H B s抗原検査及びC型肝炎ウイルス検査。<u>医療機関等への委託を可とする。</u>）及び肝炎ウイルスに関する相談事業に対して補助をするものである。 4 (略)	1～2 (略) 3. 事業内容 保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）に係る検査事業及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業（H B s抗原検査及びH C V抗体等検査）及び肝炎ウイルスに関する相談事業に対して補助をするものである。 4 (略)

(参考 改正後全文)

(別紙)

特定感染症検査等事業実施要綱

1. 事業目的

この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第11条第1項の規定により、「性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成12年厚生省告示第15号)及び「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成11年厚生省告示第217号)に基づき、性感染症検査及び性感染症に関する相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3. 事業内容

保健所等で行う性感染症(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患)に係る検査事業及び性感染症に関する相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査事業(HBs抗原検査及びC型肝炎ウイルス検査。医療機関等への委託を可とする。)及び肝炎ウイルスに関する相談事業に対して補助をするものである。

4. 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

健感発第0327005号

健疾発第0327001号

平成19年 3月27日

各

都	道	府	県
政	令	市	
特	別	区	

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局

結核感染症課長



疾病対策課



「特定感染症検査等事業の実施について」の一部改正について

標記については、平成19年 3月27日付け健発第0327003号により厚生労働省健康局長から各都道府県知事、政令市長及び特別区長あてに、「特定感染症検査等事業実施要綱の一部改正について」が通知されたことに伴い、「特定感染症検査等事業の実施について」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

「特定感染症検査等事業の実施について新旧対照表

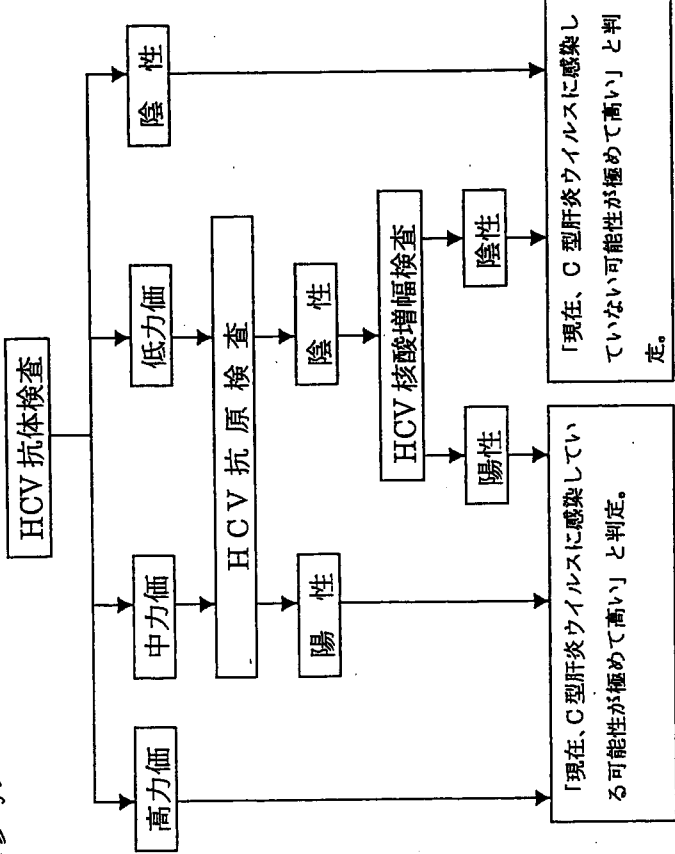
改正後	現行
記 1 本事業は、都道府県、政令市及び特別区が実施する性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）検査及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業に対し、補助するものである。 2 事業の内容は、以下のとおりとする。 なお、本事業の実施にあたっては検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人權の保護に十分配慮することとする。 (1) 性感染症検査及び性感染症に関する相談事業 ア 保健所における性感染症に指定した5疾患の検査事業 イ 保健所における性感染症に指定した5疾患の相談事業 (2) H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業 ア 保健所におけるエイズストップ作戦関連事業実施要綱に基づく事業 イ エイズ治療拠点病院におけるH I V抗体検査等事業実施要綱に基づく事業 ウ その他	記 1 本事業は、都道府県、政令市及び特別区が実施する性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）検査及び性感染症に関する相談事業、H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業並びにウイルス性肝炎検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業に対し、補助するものである。 2 事業の内容は、以下のとおりとする。 なお、本事業の実施にあたっては検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人權の保護に十分配慮することとする。 (1) 性感染症検査及び性感染症に関する相談事業 ア 保健所における性感染症に指定した5疾患の検査事業 イ 保健所における性感染症に指定した5疾患の相談事業 (2) H I V抗体検査及びエイズに関する相談事業 ア 保健所におけるエイズストップ作戦関連事業実施要綱に基づく事業 イ エイズ治療拠点病院におけるH I V抗体検査等事業実施要綱に基づく事業 ウ その他

改正後	現行
(3) <u>肝炎ウイルス検査及び相談事業</u> ア <u>肝炎ウイルス検査</u> (ア) <u>保健所による実施及び医療機関等への委託（地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関を選定。）により行う。</u> (イ) <u>対象者</u> <u>希望者（過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのある者を除く。）</u> ※ <u>医療保険各法その他の法令に基づく事業において、肝炎ウイルス検査の受診の機会のある者及び老人保健事業の対象者については、それぞれの事業を優先し、受診する機会のない者については、本事業の対象として差し支えないこと。</u> (ウ) <u>肝炎ウイルス検査の実施</u> <u>肝炎ウイルス検査の項目は、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査とする。</u> a <u>HCV抗体検査</u> <u>HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。</u> b <u>HCV抗原検査</u> <u>HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。抗原検査は、ウイルスのコア蛋白を測定する方法を用いること。</u>	(3) <u>ウイルス性肝炎検査及び相談事業</u> ア <u>HBs抗原検査及びHCV抗体検査（HCV抗体検査は、HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価とされた検体に対して実施すること。なお、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。）を行う。</u>

改正後	現行
c <u>HCV核酸増幅検査</u> <u>HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合に行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。</u> d <u>HBs抗原検査</u> <u>凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。</u> (エ) <u>肝炎ウイルス検査の結果の判定（別紙参照）</u> a <u>HCV抗体検査</u> (a) <u>HCV抗体高力価</u> 検査結果が高力価を示す場合は、「<u>現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い</u>」と判定。 (b) <u>HCV抗体中力価及び低力価</u> 検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、<u>HCV抗原検査を行うこと。</u> (c) <u>陰性</u> 各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「<u>現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い</u>」と判定。 b <u>HCV抗原検査</u> <u>HCV抗原検査により中力価及び低力価とされた検体に対して、HCV抗原検査を行い、結果が陽性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。</u>	

改正後	現行
めて高い」と判定、結果が陰性を示す場合はHCV核酸増幅検査を行うこと。 c <u>HCV核酸増幅検査</u> HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合は、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV、RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。 d <u>HBs抗原検査</u> 凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性または陰性の別を判定。但し、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。 なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。 (オ) 指導区分 C型肝炎ウイルス検査において、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者、及び、HBs抗原検査において「陽性」と判定された者について	

改正後	現行
<u>ては、医療機関への受診を勧奨する。</u> <u>(カ) 通知の結果</u> <u>検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。</u> イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業 3～4 (略)	イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業 3～4 (略)

改正後	現行
(別紙) 判定結果 (C型肝炎ウイルス検査) <参考>  <pre> graph TD A[HCV抗体検査] --> B[高力価] A --> C[中力価] A --> D[低力価] A --> E[陰性] B --> F[「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。] C --> G[HCV抗原検査] D --> G E --> H[「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。] G --> I[陽性] G --> J[陰性] I --> F J --> K[HCV核酸増幅検査] K --> L[陽性] K --> M[陰性] L --> F M --> H </pre> 判定結果 (H B s 抗原検査) 陽 性 陰 性	

(参考 改正後全文)

記

- 1 本事業は、都道府県、政令市及び特別区が実施する性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）検査及び性感染症に関する相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業並びに肝炎ウイルス検査及び肝炎ウイルスに関する相談事業に対し、補助するものである。
- 2 本事業の内容は、以下のとおりとする。

なお、本事業の実施にあたっては検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮することとする。

 - (1) 性感染症検査及び性感染症に関する相談事業
 - ア 保健所における性感染症に指定した5疾患の検査事業
 - イ 保健所における性感染症に指定した5疾患の相談事業
 - (2) HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業
 - ア 保健所におけるエイズストップ作戦関連事業実施要綱に基づく事業
 - イ エイズ治療拠点病院におけるHIV抗体検査等事業実施要綱に基づく事業
 - ウ その他
 - (3) 肝炎ウイルス検査及び相談事業
 - ア 肝炎ウイルス検査
 - (ア) 保健所等及び医療機関への委託（地域の医師会等の理解と協力を得て、医療機関を選定。）により行う。
 - (イ) 対象者
希望者（過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのある者を除く。）
※ 医療保険各法その他の法令に基づく事業において、肝炎ウイルス検査の受診の機会のある者及び老人保健事業の対象者については、それぞれの事業を優先して受診する機会のない者については、本事業の対象として差し支えないこと。
 - (ウ) 肝炎ウイルス検査の実施
肝炎ウイルス検査の項目は、C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査とする。
 - a HCV抗体検査
HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することのできる測定系を用いること。

b HCV抗原検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。抗原検査は、ウイルスのコア蛋白を測定する方法を用いること。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合に行うこと。また、核酸増幅検査は、定性的な判断のできる検査方法を用いること。

d HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

(エ) 肝炎ウイルス検査の結果の判定 (別紙参照)

a HCV抗体検査

(a) HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定。

(b) HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV抗原検査を行うこと。

(c) 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

b HCV抗原検査

HCV抗原検査により中力価及び低力価とされた検体に対して、HCV抗原検査を行い、結果が陽性を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、結果が陰性を示す場合はHCV核酸増幅検査を行うこと。

c HCV核酸増幅検査

HCV抗原検査の結果が陰性を示す場合は、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV、RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」と判定。

d HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。

但し、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

(オ) 指導区分

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者、及び、HBs抗原検査において「陽性」と判定された者については、医療機関への受診を勧奨する。

(カ) 通知の結果

検査の結果については、別紙を参考として指導区分を付し、受診者に速やかに通知する。

イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

- 3 本事業の企画、立案及び実施に当たっては、事業の効率的、効果的な実施を図るため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

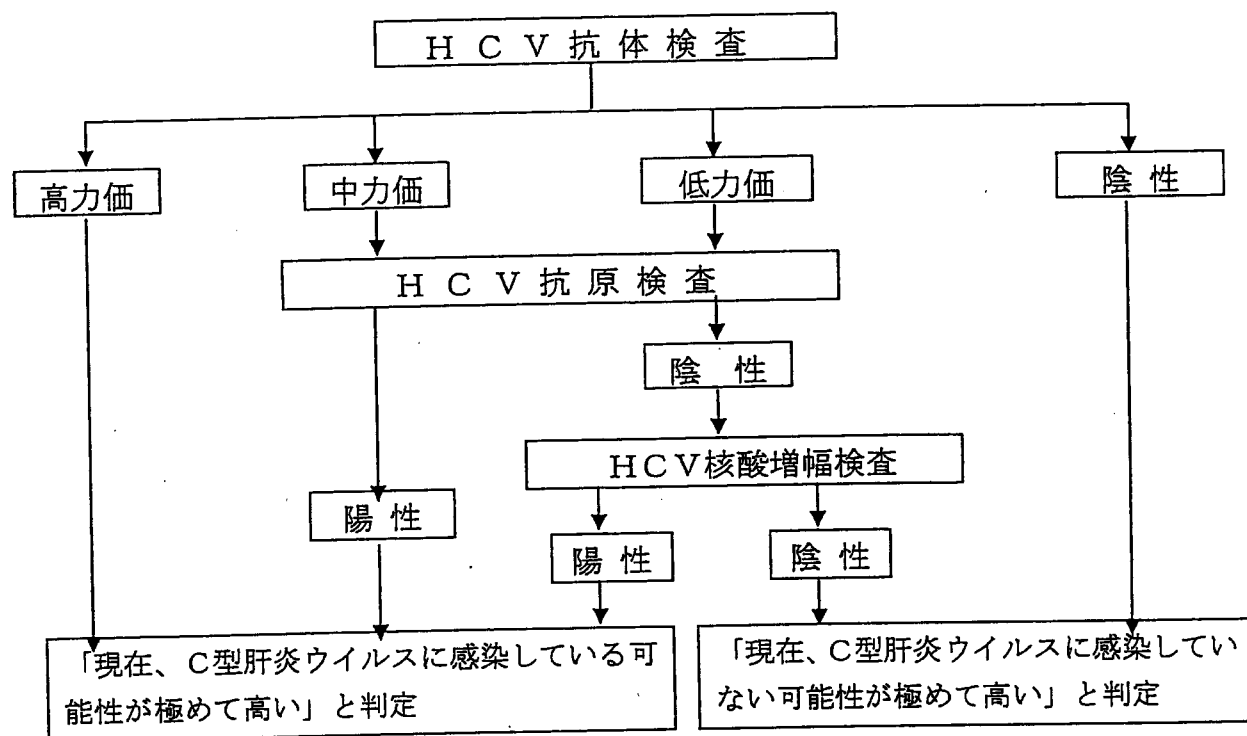
4 経費

国は、事業に要した経費に対し、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫補助負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとし、その補助率は1/2であること。

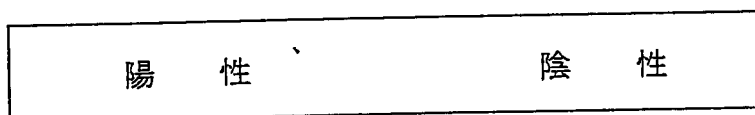
(別紙)

判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)

<参考>



判定結果 (HBs抗原検査)



健発第0327004号

平成19年 3月27日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{政令市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省健康局長

感染症対策特別促進事業実施要綱の一部改正について

平成18年度から実施している「感染症対策特別促進事業」については、今般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年10月法律第114号）の改正により、結核対策を同法に位置づけて総合的な対策を実施することとしたことから、「結核対策特別促進事業」を当事業に統合するとともに、「肝炎対策事業」において、肝疾患診療連携拠点病院（仮称）等連絡協議会を設置し、併せて患者・キャリア等からの相談等に対応する体制を整備し、普及啓発による検査の受診勧奨の一層の推進を図ることとしたことから、別紙のとおり「感染症対策特別促進事業実施要綱」の一部を改正し、平成19年4月1日より適用するので通知する。

については、本事業が円滑に実施されるよう貴管内における関係機関等への周知方について特段の御配慮をお願いする。

なお、「結核対策特別促進事業について」（平成18年3月28日付け健発第0328009号厚生労働省健康局長通知）は、平成19年3月31日限り廃止する。

感染症対策特別促進事業実施要綱新旧対照表（案）

改正後	現行
第1～第3（略） 第4 肝炎対策事業 1 事業目的 我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞癌を引き起こす危険が指摘されていることから、地域におけるC型肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う。 また、街頭キャンペーン、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎ウイルスの普及啓発を行うことにより国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図ることを目的とする。 2 事業の実施主体 <u>この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。</u> <u>ただし、事業の（7）～（10）については都道府県のみとする。</u> 3 事業内容 （1）<u>肝炎診療協議会の設置</u> 都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成される肝炎診療協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、政令市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。	第1～第3（略） 第4 肝炎対策事業 1 事業目的 我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞癌を引き起こす危険が指摘されていることから、地域におけるC型肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う。 また、街頭キャンペーン、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎ウイルスの普及啓発を行うことにより国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図ることを目的とする。 2 事業の実施主体 <u>この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。</u> 3 事業内容 （1）<u>C型肝炎診療協議会の設置</u> 都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成されるC型肝炎診療協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、政令市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。

改正後	現行
ア 検診等を通じてB型肝炎ウイルス(以下「HBV」という。)及びC型肝炎ウイルス(以下「HCV」という。)に感染している可能性が極めて高いと判定された者に対する保健師等による相談及び診療指導 イ HBV及びHCV検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握 ウ HBV及びHCV検診を受けていないハイリスク・グループに検診を勧奨する方策 エ HBV及びHCV持続感染者が、継続的にかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策 オ 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携の強化 カ 慢性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保 キ 肝炎診療に関わる医療機関情報の収集と提供 ク 肝炎診療に関わる人材の育成 ケ 各施策についての検討を基に目標等を設ける。 コ 事業実施の評価 (2) 肝炎診療従事者研修の実施 都道府県等は、肝炎診療協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、かかりつけ医等の肝炎診療従事者に対して、肝炎概論、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医への紹介を要する症状・所見、専門医との連携の在り方その他肝炎について研修を実施するものとする	ア 検診等を通じてC型肝炎ウイルス(以下「HCV」という。)に感染している可能性が極めて高いと判定された者に対する保健師等による相談及び診療指導 イ HCV検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握 ウ HCV検診を受けていないハイリスク・グループに検診を勧奨する方策 エ HCV持続感染者が、継続的にかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策 オ 身近な医療圏において病状に応じた適切なC型肝炎診療が行われるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携の強化 カ 慢性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保 キ C型肝炎診療に関わる医療機関情報の収集と提供 ク C型肝炎の診療に関わる人材の育成 ケ 事業実施の評価 (2) C型肝炎診療従事者研修の実施 都道府県等は、C型肝炎診療協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切なC型肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、かかりつけ医等のC型肝炎診療従事者に対して、C型肝炎概論、C型肝炎患者への日常的な診療内容、専門医への紹介を要する症状・所見、専門医との連携の在り方その他C型肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。

改正後	現行
(3) 肝炎診療支援リーフレットの作成・配付 都道府県等は、<u>肝炎診療協議会</u>の検討内容を踏まえつつ、<u>肝炎</u>に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配付する。 ア 肝炎患者やその家族を対象とした、<u>肝炎</u>について適切な理解を得ることができるためのリーフレット イ 医療機関を対象とした、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべき状態、専門医との連携の在り方などを記載した適切な<u>肝炎診療</u>が実現されるためのリーフレット (4) 街頭キャンペーンの開催 都道府県等において、街頭キャンペーンにおいて肝炎ウイルスに関する正しい知識等を普及させる。 (5) シンポジウムの開催 都道府県等は、シンポジウムにおいて、専門医を講師として招き、地域住民に、感染予防や治療に関する最新情報を分かりやすく伝えることや社会的及び精神的な面における相談、肝炎ウイルスに関する意見交換等を行う。 (6) ポスター・リーフレットの作成・配付による普及啓発 都道府県等は、肝炎ウイルスにおける正しい知識の普及と肝炎ウイルス検査勧奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター、リーフレット等を作成し、街頭キャンペーン、シンポジウム等で配付する。	(3) C型肝炎診療支援リーフレットの作成・配付 都道府県等は、<u>C型肝炎診療協議会</u>の検討内容を踏まえつつ、<u>C型肝炎</u>に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配付する。 ア C型肝炎患者やその家族を対象とした、<u>C型肝炎</u>について適切な理解を得ることができるためのリーフレット イ 医療機関を対象とした、C型肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべき状態、専門医との連携の在り方などを記載した適切な<u>C型肝炎診療</u>が実現されるためのリーフレット (4) 街頭キャンペーンの開催 都道府県等において、街頭キャンペーンにおいて肝炎ウイルスに関する正しい知識等を普及させる。 (5) シンポジウムの開催 都道府県等は、シンポジウムにおいて、専門医を講師として招き、地域住民に、感染予防や治療に関する最新情報を分かりやすく伝えることや社会的及び精神的な面における相談、肝炎ウイルスに関する意見交換等を行う。 (6) ポスター・リーフレットの作成・配付による普及啓発 都道府県等は、肝炎ウイルスにおける正しい知識の普及と肝炎ウイルス検査勧奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター、リーフレット等を作成し、街頭キャンペーン、シンポジウム等で配付する。

改正後	現行
(7) 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置 <u>肝疾患診療連携拠点病院において、かかりつけ医と専門医との連携の在り方等の検討を行い、適切な肝炎治療が行われるよう地域医療の連携を図る。</u> 1 都道府県あたり基準額 542千円を上限とする。 (8) 肝疾患相談センターの設置について <u>肝疾患診療連携拠点病院内に患者、キャリア、家族等からの相談等に対応するための相談員（医師、看護師）を配置する。また、相談員は肝炎に関する情報の収集を行う。</u> 1 都道府県あたり基準額 11,888千円を上限とする。 (9) 肝炎専門医療従事者の研修事業 <u>都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、医療従事者（看護師、薬剤師等）に対して、原因ウイルスの相違、患者の病態に応じた診療における留意点等その他肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。</u> 1 都道府県あたり基準額 1,401千円を上限とする。 (10) 新聞広告、電車等の中吊りポスターの掲載による普及啓発 <u>都道府県において、新聞広告や電車等中吊りポスターにより正しい知識の普及啓発や保健所等での肝炎ウイルス検査の受診勧奨を行うものとする。</u> 4 事業実施上の留意事項 (1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努める。	4 事業実施上の留意事項 (1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努める。

改正後	現行
(2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報について、関係法令に従い、適正にかつ、慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導するものとする。 (3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。 第 5 (略) 第 6 <u>結核対策特別促進事業</u> 1 <u>事業目的</u> この事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核に係る定期の健康診断及び予防接種法による結核に係る予防接種の着実な実施を図りつつ、地域住民等の自主的な協力と地域の実情に応じた重点的な結核対策事業の実施のもとに、効率的・効果的な予防措置を講ずることにより、結核対策の推進に資することを目的とする。 2 <u>事業の実施主体</u> この事業の実施主体は、<u>都道府県、政令市及び特別区とする。</u> 3 <u>事業内容</u> <u>都道府県、政令市及び特別区が、特に政策を必要とする地域において行う次の結核対策事業を対象とする。</u> (1) <u>指定地域結核発病防止対策促進事業</u> ① <u>高齢者等に対する結核予防総合事業</u>	(2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報については、関係法令に従い、適正にかつ、慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導するものとする。 (3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。 第 5 (略)

改正後	現行
②大都市における結核の治療率向上（DOTS）事業 ③DOTS事業による確実な治療の推進を図るとともに、治療終了後の自立に向けた支援を併せて行うための連携体制の構築を図るための事業 （2）先駆的、モデル的事業 （3）結核対策上、特に重要な事業 4 補助対象事業の選定 補助対象事業は、次のような条件を勘案して選定する。 （1）結核のり患率・有病率が他の地域に比べて高い地域を有する等、特に結核予防を必要とする事情があること。 （2）都道府県、政令市及び特別区において、地域住民の結核予防の推進等に積極的に取り組んでいること。 （3）当該事業が、現在まで取り組んできた事業についての綿密な評価により策定されたものであり、結核予防対策の有効かつ的確な推進が期待されると見込まれること。 （4）地域における結核の現状及び問題点の十分な分析を踏まえ、事業計画が作成されていること。 （5）保健所等、地域結核対策推進の現場との綿密な提携のもとに事業計画が作成されていること。	第6 経費の負担 都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。
第7 経費の負担 都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。	

(参考：改正後全文)

(別紙)

感染症対策特別促進事業実施要綱

第1 目的

感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るとともに、感染者及び患者への医療提供体制の充実・強化を図るため、感染症対策を総合的に推進することを目的とする。

第2 感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業

1 事業目的

本事業は、新たな感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の医療従事者に対し、院内における感染の拡大防止のための実地研修等を行い、院内感染防止対策の充実・強化を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 研修対象者

感染症指定医療機関等の医療従事者

4 事業内容

- (1) 管内の感染症指定医療機関等における院内感染防止対策の充実・強化を図るため、感染症に関する情報提供体制を確立し、情報の共有化を図る。
- (2) 感染症指定医療機関等の医療従事者を対象とした院内感染防止に関する研修計画を策定する。
- (3) 厚生労働省が主催する感染症の院内感染防止のための研修会へ職員を派遣し、その内容を管内の感染症指定医療機関等の医療従事者に対して伝達する講習を行う。

第3 動物由来感染症予防体制整備事業

1 事業目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第1

14号)に規定する感染症の多くは、人の感染症のうち病原体が動物に由来する感染症(以下「動物由来感染症」という。)である。以下の事業を選択して実施することにより、動物由来感染症の予防体制の整備に資することを目的とする。

- (1) 動物由来感染症に関する正しい知識の普及を図る。
- (2) 我が国の人又は動物における動物由来感染症の保有状況に関する情報収集及び監視体制の確立のため、医療と獣医療の連携を図りつつ、本症に関する情報の収集、分析及び提供の体制を整備する。
- (3) 輸入動物由来感染症が国内に侵入した可能性のある場合等において、緊急的に動物の調査を実施し、そのまん延の防止を図る。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3 事業内容

(1) 研修・普及啓発

都道府県等は、医療関係者及び地域住民に対し、動物由来感染症に関する正しい知識を普及し、動物由来感染症の予防、迅速な診断及び治療等に寄与するため、研修会の開催及びポスターの作成等による普及啓発を行う。

(2) 動物由来感染症に関する情報収集、分析及び提供体制の整備

ア 情報関連体制整備検討会の設置

本事業の適切な運用を図るため、都道府県等は、獣医学、医学等の専門家5名程度から成る検討会(以下「情報関連体制整備検討会」という。)を設置し、情報収集の手段並びに情報の分析及び提供に関する事業計画の立案を行う。

イ 動物由来感染症疫学情報の収集

都道府県等は、管下の動物の飼育、管理又は棲息状況等を勘案して、調査点及び時期等を定め、管内の動物管理センター等の関係機関及び地域の獣医師会等の協力の下、発生状況及び動向、抗体保有状況等疫学情報を収集する。また、必要に応じ、抗体保有状況等調査の結果が陽性となった動物の所有者等又は動物由来感染症と診断された患者が所有する動物等の調査結果等についての情報収集を行い、行政機関、医療機関及び獣医療機関間で情報を共有することにより相互の連携体制を確立する。

(3) 情報提供

都道府県等は、情報関連体制整備検討会での検討結果を踏まえ、医療機関及び獣医療機関が、迅速かつ適切に動物由来感染症による健康危害防止対策を講じられるよう、調査結果を医療機関、獣医療機関等に情報提供し、併せて保健所、動物管理センター等の行政機関を活用することにより、地域の住民及び動物等取扱業者に情報提供を行う。

(4) 対応計画の策定及び連携体制の整備

ア 対応体制整備検討会の設置

動物由来感染症の発生予防とともに発生時の適切かつ迅速な対応に資するため、都道府県等は、獣医学、医学等の専門家5名程度から成る検討会（以下「対応体制整備検討会」という。）を設置し、事前に地域の実情に合わせた必要な対応について検討を行う。

イ 発生時対応計画等の策定

都道府県等は、対応体制整備検討会の検討結果に基づき、発生時対応計画、マニュアル等を作成し、動物由来感染症対策に関係する部門（感染症対策担当部門、環境衛生対策担当部門、動物対策担当部門等）及び関係機関（保健所、動物管理センター等、地方衛生研究所、地方医師会、医療機関、地方獣医師会、獣医療機関、大学等）間で共有し、連携体制を整備する。

4 事業実施上の留意事項

(1) 研修及び普及啓発について

都道府県等は、感染症に関する有識者の意見を踏まえつつ、研修会等の企画立案を行う。

(2) 動物由来感染症に関する情報収集、分析及び提供体制の整備について

ア 情報収集項目の選定

対象とする感染症及びその感染源となり得る動物等について情報関連体制整備検討会で選定する。

イ 情報の収集手段及び協力機関の選定

情報の収集のための協力機関（保健所、動物管理センター等、地方衛生研究所、地方医師会、医療機関、地方獣医師会、獣医療機関、大学等）を設け、情報収集方法を選定する。

ウ 情報の分析

都道府県等は、収集された情報について、月別、年別、地域別等多角的な集計を行い、そのデータを基に検討会で専門家による分析を行うこと。ただし、緊急的な対応が必要な場合は、この限りでない。

(3) 対応計画の策定及び連携体制の整備

関係機関等は、平時より情報交換等を行うことにより連携体制の強化を図る。

(4) 検討会について

都道府県等が、3（2）及び3（4）の両事業を実施する場合にあっては、3（2）ア「情報関連体制整備検討会」及び3（4）ア「対応体制整備検討会」を「動物由来感染症対策検討会」等の名称により共用の検討会として設置しても差し支えない。

第4 肝炎対策事業

1 事業目的

我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝細胞癌を引き起こす危険が指摘されていることから、地域におけるC型肝炎診療の充実及び向上のため、医療提供体制の確保や患者への情報提供を行う。

また、街頭キャンペーン、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎ウイルスの普及啓発を行うことにより国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。ただし事業の(7)～(10)については都道府県のみとする。

3 事業内容

(1) 肝炎対策協議会の設置

都道府県等は、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成される肝炎対策協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。また、政令市及び特別区においては都道府県と常時連携体制を取るものとする。

同協議会においては、各都道府県等の実情に応じてC型肝炎に関する以下の事項等について必要な検討を行うものとする。

ア 検診等を通じてB型肝炎ウイルス（以下「HBV」という。）及びC型肝炎ウイルス（以下「HCV」という。）に感染している可能性が極めて高いと判定された者に対する保健師等による相談及び診療指導

イ HBV及びHCV検診の結果、医療機関への受診を勧奨された者の受診状況や治療状況等の把握

ウ HBV及びHCV検診を受けていないハイリスク・グループに検診を勧奨する方策

エ HBV及びHCV持続感染者が、継続的なかかりつけ医への受診等の健康管理を十分に受けていない場合の改善方策

オ 身近な医療圏において病状に応じた適切な肝炎診療が行われるよう、かかりつけ医と専門医療機関との連携の強化

カ 慢性肝炎・肝硬変や肝がんに対する高度専門的又は集学的な治療を提供可能な医療機関の確保

キ 肝炎診療に関わる医療機関情報の収集と提供

ク 肝炎診療に関わる人材の育成

ケ 各施策についての検討を基に目標等を設ける。

コ 事業実施の評価

(2) 肝炎診療従事者研修の実施

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、かかりつけ医等の肝炎診療従事者に対して、肝炎概論、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医への紹介を要する症状・所見、専門医との連携の在り方その他肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。

(3) 肝炎診療支援リーフレットの作成・配付

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、肝炎に関する適切な情報提供を目的として以下を作成し、各対象へ配付する。

ア 肝炎患者やその家族を対象とした、肝炎について適切な理解を得ることができするためのリーフレット

イ 医療機関を対象とした、肝炎患者への日常的な診療内容、専門医へ紹介すべき状態、専門医との連携の在り方などを記載した適切な肝炎診療が実現されるためのリーフレット

(4) 街頭キャンペーンの開催

都道府県等において、街頭キャンペーンにおいて肝炎ウイルスに関する専門医を講演者として派遣し、肝炎ウイルスに関する正しい知識等を普及させる。

(5) シンポジウムの開催

都道府県等は、シンポジウムにおいて、専門医を講師として招き、地域住民に、感染予防や治療に関する最新情報を分かりやすく伝えることや社会的及び精神的な面における相談、肝炎ウイルスに関する意見交換等を行う。

(6) ポスター・リーフレットの作成・配付による普及啓発

都道府県等は、肝炎ウイルスにおける正しい知識の普及と肝炎ウイルス検査勧奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター、リーフレット等を作成し、街頭キャンペーン、シンポジウム等で配付する。

(7) 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置

肝疾患診療連携拠点病院において、かかりつけ医と専門医との連携の在り方等の検討を行い、適切な肝炎治療が行われるよう地域医療の連携を図る。

1 都道府県あたり基準額 5 4 2 千円を上限とする。

(8) 肝疾患相談センターの設置について

肝疾患診療連携拠点病院内に患者、キャリア、家族等からの相談等に対応するための相談員（医師、看護師）を配置する。また、相談員は肝炎に関する情報の収集を行う。

1 都道府県あたり基準額 1 1, 8 8 8 千円を上限とする。

(9) 肝炎専門医療従事者の研修事業

都道府県等は、肝炎対策協議会の検討内容を踏まえつつ、地域での適切な肝炎

への医療提供体制が確保されることを目的として、医療従事者（看護師、薬剤師等）に対して、原因ウイルスの相違、患者の病態に応じた診療における留意点等その他肝炎に関する必要な事項について研修を実施するものとする。

1 都道府県あたり基準額 1, 4 0 1 千円を上限とする。

(10) 新聞広告、電車等の中吊りポスターの掲載による普及啓発

都道府県において、新聞広告や電車等中吊りポスターにより正しい知識の普及啓発や保健所等での肝炎ウイルス検査の受診勧奨を行うものとする。

4 事業実施上の留意事項

- (1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努める。
- (2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報については、関係法令に従い、適正にかつ、慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導するものとする。
- (3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

第5 特定感染症対策事業（性感染症・インフルエンザ）

1 事業目的

特定感染症対策として、総合的に予防のための施策を推進する必要がある性感染症及びインフルエンザに関する対策を推進するため、これらの特定感染症に関する正しい知識の普及啓発等を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3 事業内容

(1) 事業所等への出張講習会

都道府県等は、産婦人科の医師又は泌尿器科の医師を事業所等へ講師として派遣し、性感染症に関する正しい知識の普及を行う。

(2) ポスター、リーフレット等の作成・配付による普及啓発

都道府県等は、性感染症に関する正しい知識の普及、性感染症検査への受診勧奨等地域の実情に合わせた情報提供を行うためにポスター、リーフレット等を作成し、「性の健康週間」等の時期に合わせて配付するものとする。

また、インフルエンザの予防等正しい知識の普及啓発を行うためのポスター、リーフレットを作成及び配付し、発生の予防及びそのまん延の防止を図る。

4 事業実施上の留意事項

地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて広く事業の周知を図るものとする。

第6 結核対策事業

1 事業目的

この事業は、結核に関する特定感染症予防指針による結核に係る定期の健康診断及び予防接種法による結核に係る予防接種の着実な実施を図りつつ、地域住民等の自主的な協力と地域の実情に応じた重点的な結核対策事業の実施のもとに、効率的・効果的な予防措置を講ずることにより、結核対策の推進に資することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、政令市及び特別区とする。

3 事業内容

都道府県、政令市及び特別区が、特に政策を必要とする地域において行う次の結核対策事業を対象とする。

(1) 指定地域結核発病防止対策促進事業

①高齢者等に対する結核予防総合事業

②大都市における結核の治療率向上(DOTS)事業

③DOTS事業による確実な治療の推進を図るとともに、治療終了後の自立に向けた支援を併せて行うための連携体制の構築を図るための事業

(2) 先駆的、モデル的事业

(3) 結核対策上、特に重要な事業

4 補助対象事業の選定

補助対象事業は、次のような条件を勘案して選定する。

(1) 結核のり患率・有病率が他の地域に比べて高い地域を有する等、特に結核予防を必要とする事情があること。

(2) 都道府県、政令市及び特別区において、地域住民の結核予防の推進等に積極的に取り組んでいること。

(3) 当該事業が、現在まで取り組んできた事業についての綿密な評価により策定さ

れたものであり、結核予防対策の有効かつ的確な推進が期待されると見込まれること。

- (4) 地域における結核の現状及び問題点の十分な分析を踏まえ、事業計画が作成されていること。
- (5) 保健所等、地域結核対策推進の現場との綿密な提携のもとに事業計画が作成されていること。

第7 経費の負担

都道府県、政令市及び特別区が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。